

2020年12月10日

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

再雇用職員の所定労働時間の短縮方針に対する申入書

2004年の高年齢者雇用安定法改正は、公的年金制度において支給開始年齢が完全に65歳となるもとで、雇用と年金との間に収入の空白期間が生じないように、65歳までの雇用確保措置を義務付け（2013年度以降は希望者全員への保障）、それを受けて本学では、2008年4月、その趣旨を明確にして、働く意欲と能力のある職員を対象として現在の再雇用制度を導入している。それは当時大学当局が労働者側に説明したことである。65歳到達前の給与収入について現行と比べて大きな減少が生ずるような人事制度・運用の不利益変更を行うことは、法改正及び導入当初の趣旨に反する。

東北大学は本年11月、「再雇用職員における所定労働時間の取扱いについて」を決定し、基本的に、2021年度から週30時間（新規、現在フルタイム）・週20時間（現在短時間勤務）に縮減し、2022年度からは一律週20時間勤務にするとした。しかし、この措置については、以下の大きな問題がある。

- ・就業規則の文言の変更がなく、また、再雇用職員としての賃金単価は変わらないものの、所定労働時間の強制的な短縮に伴って収入が大幅に減少することから、本学の人事制度・運用の不利益変更である。職員組合との交渉を要する案件であり、手続き的に不備がある。
- ・現職の再雇用職員にも適用することは、理不尽である。また、大学は、所定労働時間短縮に納得しない人の再雇用や更新をする義務はないと述べている。
- ・週20時間の勤務では月額約10万円程度の給与となり、雇用保険料等を引くと生活は成り立たない。
- ・週20時間の勤務は、教育研究支援の恒常的な業務を担うには、明らかに短い。

したがって今回の東北大学の措置は、高年齢者雇用安定法の趣旨に反しており、当該職員にとっても、職場にとっても、現役世代が将来に向かって働く意欲に対しても、一利無しと言わざるを得ない。

さらに、本年の高年齢者雇用安定法改正により、2021年4月からは70歳までの就業機会の確保が努力義務となっている。また国家公務員の定年を65歳へ段階的に引き上げる国家公務員法改正案が2021年1月の通常国会に提出される予定である。このような情勢の中、今回の措置は明らかに高年齢者雇用確保の方向性に逆行するものである。

私達は、再雇用職員の所定労働時間について、基本はフルタイム勤務とし、当該者の希望によって短時間勤務を可能とする現行の仕組み及び運用を維持することを要求し、本件に関する団体交渉を申し入れるものである。